

福祉のしおり

2024



朝来市健康福祉部社会福祉課
(朝来市福祉事務所)

目次

朝来市 福祉関係担当課	1-2
(1) 地域福祉	
・ 民生委員・児童委員	3
・ 民生・児童協力委員	3
・ 福祉委員	3
・ 社会福祉協議会	3-4
(2) 母子保健・児童福祉	
・ 福祉医療制度	4
・ 児童手当	4-5
・ 児童扶養手当	5-6
・ 特別児童扶養手当	6
・ 在宅保育支援金事業	6
・ 妊産婦、子育て世帯、こどもの相談窓口	7
・ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	7-8
・ 子育て家庭ショートステイ事業	8
・ 子育て世帯訪問支援事業	8
・ ファミリー・サポート・センター事業	8-9
・ 認定こども園・保育園	9-11
・ 学童クラブ	11-12
(3) 母子（父子）家庭・寡婦福祉	
・ 母子・父子自立支援員	13
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	13
・ その他制度	14
・ 福祉医療制度	14
(4) 障害者（児）福祉	
・ 障害者手帳	15
・ 障害者（児）の相談窓口	16
・ 障害者虐待相談窓口	17
・ 障害福祉サービス	17-20
・ 補装具の交付・修理・貸与	21
・ 自立支援医療制度	21-22
・ 福祉医療制度	22-23
・ 地域生活支援事業	23-24
・ 各種手当	24

- 障害児福祉サービス等負担額助成 -----25
- 障害者手帳申請用診断書取得費助成 -----26
- NET119 緊急通報システム -----26
- 障害者タクシー利用料金助成 -----26
- その他の制度 -----27

(5) 高齢者福祉

- 後期高齢者医療制度 -----27-30
- 福祉医療制度 -----30-31
- 在宅生活の支援 -----31-32
- 総合相談窓口 -----32-33
- 認知症の個別相談 -----33
- 介護保険制度 -----34-35
- 申請から認定まで -----36
- 介護サービス（要介護1～5の人へのサービス） -----37
- 介護予防サービス（要支援1・2の人へのサービス） -----38
- 福祉用具の貸与・購入、住宅改修 -----38
- 地域密着型サービス -----39
- 地域支援事業（新総合事業及び一般介護予防事業など） -----39
- 資格関係の届出 -----39
- 介護保険料 -----40-41

(6) 生活福祉

- 生活困窮者自立支援 -----42-43
- 生活保護 -----43

(7) 健康相談・休日診療

- こころのケア相談 -----44
- 健康、医療、育児等に関する電話相談 -----44-45
- 休日診療所 -----45

朝来市内の主な福祉施設一覧 -----46-54

朝来市 福祉関係担当課

課名等	主な担当	電話番号	住 所
社会福祉課	障害者（児）福祉 障害者基幹相談支援事業 （基幹相談支援センター） （障害者虐待防止センター） 生活保護 福祉総合相談 等	672-6123	〒669-5292 和田山町 東谷 213 番地 1 （朝来市役所 本館 2 階）
高年福祉課	高齢者福祉 介護保険 等	672-6124	
朝来市地域包括 支援センター	福祉総合相談 地域支援事業	672-6125	
健幸づくり推進課	予防接種 健康（健幸）づくり 地域医療 等	672-5269	〒669-5267 和田山町 法興寺 378 番地 1 （朝来市 保健センター）
子育て支援課	母子保健、母子（父子）家庭・ 寡婦福祉、児童手当、児童扶養 手当、在宅保育支援金事業 等	666-8103	〒669-5292 和田山町 東谷 213 番地 1 （朝来市役所 本館 4 階）
	ファミリー・サポート・センタ ー事業	666-8370	
こども園課	認定こども園・保育園	672-4933	
市民課	後期高齢者医療 福祉医療 国民健康保険・年金 等	672-6120	〒669-5292 和田山町 東谷 213 番地 1 （朝来市役所 本館 1 階）
学校教育課	学童クラブ	672-4930	〒669-5292 和田山町 東谷 213 番地 1 （朝来市役所 本館 4 階）

各種申請窓口

課名等	電話番号	住 所
生野支所	679-2240	〒679-3392 生野町口銀谷 791 番地 1
山東支所	676-2080	〒669-5192 山東町楽音寺 95 番地
朝来支所	677-1165	〒679-3431 新井 73 番地 1



(1)地域福祉

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱により、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として主任児童委員を配置し、地区を担当する児童委員と一体となった活動を展開しています。

【民生委員・児童委員 132 名、主任児童委員 9 名】

民生・児童協力委員

民生・児童協力委員は、民生委員・児童委員 1 名につき 2 名が兵庫県知事より委嘱されており、民生委員・児童委員の福祉活動の協力者として福祉の情報の連絡や友愛訪問活動等を行っています。

【民生・児童協力委員 264 名】

福祉委員

福祉委員は、民生委員・児童委員の配置されていない地区において、市長により委嘱されており、民生委員活動と同じく、福祉の情報の連絡や友愛訪問活動等を行っています。

【福祉委員 35 名】

社会福祉協議会

社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会

本部	677-2701（新井 73 番地 1）
生野地域センター	679-3053（生野町口銀谷 747 番地 1）
和田山地域センター	672-0440（和田山町柳原 306 番地 2）
山東地域センター	676-5215（山東町楽音寺 118 番地）
朝来地域センター	677-1606（立脇 3 番地 1）

地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、組織的に活動を行うことを目的とする民間の自主活動組織です。

◎主な活動内容

- ・ 在宅福祉サービス活動（介護保険事業を含む）
- ・ 生活相談（心配ごと相談、結婚相談等）
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ ボランティアセンターの運営
- ・ ボランティア活動の振興と福祉・市民活動に関する支援等
- ・ 福祉教育活動
- ・ 善意銀行の運営
- ・ 共同募金運動、たすけあい運動の協力
- ・ その他地域福祉の推進に関する活動等

(2)母子保健・児童福祉



福祉医療制度

- 問い合わせ先 市民課 672-6120
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

0歳～高校生等までの医療費について、医療機関での窓口負担を全額助成します（保険診療分のみ）。

○ 乳幼児等・こども医療

- 【対象者】 0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者
【所得制限】 令和6年6月30日まで
保護者の市町村民税所得割額合計23万5千円未満
ただし、0歳児は所得制限なし
令和6年7月1日から
所得制限なし
【一部負担金】 自己負担なし

児童手当

- 問い合わせ先 子育て支援課 666-8103
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

- 【対象者】
〈現在〉 15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校3年生修了までの児童）を養育している人

〈令和6年10月1日以降〉

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（高校校3年生修了までの児童）を養育している人

【支給額（月額）】

〈現在〉 3歳未満 一律 15,000円
3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は 15,000円）
中学生 一律 10,000円

〈令和6年10月1日以降〉

3歳未満 一律 15,000円
3歳以上高校生 第1子・第2子・・・一律 10,000円
第3子以降・・・・一律 30,000円

【所得制限】

〈現在〉 所得制限限度額以上の場合は上記の月額は適用されず、特例給付として児童1人につき月額一律 5,000円が支給されます。

※ 特別給付の対象者のうち、その所得の額が一定の額以上の方は、支給対象外となります。

〈令和6年10月1日以降〉

所得制限が撤廃され、全員に手当が支給されます。

【支給時期】

〈現在〉 6月、10月、2月にそれぞれの前4ヶ月分が支給されます。

〈令和6年10月1日以降〉

4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月に、それぞれの前2ヶ月分が支給されます。

※ 受給されるためには認定請求が必要です。

※ 転入された人で、前住所地で手当を受給されていた場合でも新たに請求をしていただく必要があります。

児童扶養手当

■問い合わせ先 子育て支援課 666-8103
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

【対象者】 離婚などにより父親又は母親と生計を共にできない児童が養育されている家庭、父親又は母親が一定の障害の状態にある家庭等で、18歳に達した日以降の最初の3月31日（一定の条件を満たす場合は20歳未満）までの間にある児童などを養育又は監護している人

児童数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人のとき	45,500円	45,490～10,740円
2人のとき	56,250円	56,230～16,120円
3人のとき	62,700円	62,670～19,350円

児童が4人以上の時は、1人増えるごとに3,230円～6,440円が加算されます。

【支給時期】奇数月に年6回、それぞれ前2ヶ月分が支給されます。

- * 受給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。
- * 受給権の消失事由（婚姻など）が生じた場合は返還金が生じないよう速やかに届けてください。
- * 対象児童が施設に入所していると対象になりません。

特別児童扶養手当

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

【対象者】 在宅の20歳未満で、身体または精神に重度・中度の障害のある児童を養育している人

	支給額（月額）
重度障害児	55,350円
中度障害児	36,860円

【支給時期】4月、8月、11月にそれぞれ4ヶ月分が支給されます。

- * 受給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。
- 対象児童が障害を理由とする公的年金を受給又は施設に入所していると対象になりません。

在宅保育支援金事業

■問い合わせ先 子育て支援課 666-8103

未就園児が保育園・こども園等に入園する要件を満たさず、家庭内で保育する場合に支援金を支給します。

【対象児童】0歳7か月～2歳まで（年度末で3歳になる子を含む。）

【支援金の額】一人月額10,000円

妊産婦、子育て世帯、こどもの相談窓口



【朝来市こども家庭センター】

■問い合わせ先 子育て支援課 666-8103

妊娠や出産、子育てに関する全般の相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談窓口です。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ切れ目ない支援を行います。

【対応者】助産師、保健師、管理栄養士、臨床心理士、家庭相談員 など

【方法】 電話、来所、訪問、オンライン相談（Zoom）

【実施日・受付時間】

平日（祝祭日を除く）の午前8時30分～午後5時15分の間で随時

【その他】毎月1回、定例の相談日（すこやか相談、予約不要）もあります。

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

■問い合わせ先 子育て支援課 666-8103

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育ての様子や悩みなどを聞いたり、朝来市で利用できる子育てに関する様々な情報をお伝えし、赤ちゃんの健やかな成長と子育てを応援します。

【対象】 朝来市の住民で、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭
（訪問対象は、上記対象のうち訪問の承諾が得られた家庭）

【訪問者】 住所地の地区を担当する民生委員・児童委員
（もしくは主任児童委員）

【費用】 無料

【事業の流れ】

- ① 母子健康手帳交付の時などに訪問の承諾が得られた保護者に対し、生後2か月頃に子育て支援課から実施の案内を送付します。同時に、民生委員・児童委員等に訪問を依頼します。
- ② 実施の案内が届いた後に、民生委員・児童委員等は保護者に対し訪問する日程について連絡し、都合の良い日時を決定します。
- ③ 民生委員・児童委員等が日程調整した日時に訪問を行います。
- ④ 民生委員・児童委員等は、訪問結果等について子育て支援課に報告をします。
- ⑤ 訪問結果により、専門的な支援が必要な場合は、子育て支援課の職員（助産師、保健師、栄養士等）が対応します。

【その他】民生委員・児童委員等による訪問の承諾が得られなかった家庭には、保健師や助産師等の専門職が訪問を行い、状況把握をするとともに、必要に応じ支援を行います。

子育て家庭ショートステイ事業

■問い合わせ先 子育て支援課 666-8103

【対象者】 疾病、出産、冠婚葬祭、育児不安等で、一時的に児童の養育が困難となる家庭の児童又は保護を必要とする母子等

【内容】 児童養護施設等で養育及び保護を行います。（原則 7 日以内）

【利用料】 児童の年齢や世帯の状況により異なります。

子育て世帯訪問支援事業

■問い合わせ先 子育て支援課 666-8103

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、ヘルパーによる育児・家事支援を行うことにより、家庭や養育環境が整うよう支援します。

ファミリー・サポート・センター事業

■問い合わせ先

朝来市ファミリー・サポート・センター 666-8370

子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と子育ての援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録し、お互い信頼関係を築きながら地域で子育て援助活動を行います。

【活動内容】

- ・ 教育、保育施設等の開始前や終了後に子どもを一時的に預かること
- ・ 教育、保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ・ 買い物や冠婚葬祭等に子どもを一時的に預かること
- ・ 会員の仕事と育児の両立のために子どもの預かりを行うこと

【活動時間】

- ・ 一般… 7時～19時
- ・ 時間外… 6時～7時、19時～21時

【謝礼】

- ・ 30分 350円（時間外・土日祝日・年末年始は 30分 400円）

【実費】

- ・ 送迎時のガソリン代（1 km当たり 20 円）
- ・ お菓子、着替え、おむつなど（原則、おねがい会員が用意します。）

【登録手続き】

センターに入会申込書を提出してください。（入会申込書はホームページ、子育て支援課、各支所、各子育て学習センターにあります。）

認定こども園・保育園

■問い合わせ先 こども園課 672-4933 各 認定こども園・保育園

認定こども園・保育園は、児童福祉法等に基づき、保護者の方が就労などの理由によって保育を必要とされる場合、保護者の方に代わってお子さまの保育等を行う施設です。子ども・子育て支援新制度の開始にともない、認定こども園・保育園等のご利用の際には「認定」を受けることが必要となります。

* 認定について

「1号認定（教育標準時間認定）」

お子さまが満3歳以上で、教育を希望される場合

【利用先】認定こども園

「2号認定（満3歳以上・保育認定）」

お子さまが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し保育を希望される場合

【利用先】保育園・認定こども園

「3号認定（満3歳未満・保育認定）」

お子さまが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し保育を希望される場合

【利用先】保育園・認定こども園

* 保育の必要な事由について

2号、3号認定を受ける場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労等（家庭外労働）家庭の外で日常的に仕事をしている
（家庭内労働）家庭で日常的に家事以外の仕事をしている
- ② 妊娠・出産（産前・産後8週の属する日の月初～月末まで）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族の看護・介護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 上記に類する状態にあると市長が認めたとき



* 保育時間について

保育時間は就労時間等に応じて下記の通り区分されます。

「保育標準時間」・・・就労の場合、「週 30 時間以上かつ月 120 時間以上」
→ 1 日 11 時間（7 時 30 分～1 8 時 30 分）の枠の中で、必要とする時間

「保育短時間」・・・就労の場合、「月 48 時間以上」
→ 1 日 8 時間（8 時 00 分～1 6 時 00 分）の枠の中で、必要とする時間

*** 延長保育・一時保育・特別保育などについて**

各認定こども園・保育園によって内容や料金が異なることがありますので、各認定こども園・保育園にお尋ねください。

*** 入園申込みについて**

4 月 1 日入園希望のお子さんについては、広報誌などで募集案内をします。年度途中で入園を希望されるお子さんについては、各月初日からの入園となります。

- ・ 定員等の関係上、場合によっては入園をお断りすることがあります。
- ・ 月途中での入園はお断りしています。
- ・ 退園は、月末退園を基本としています。

*** 保育料について**

保育料は、お子さんの年齢及び世帯の市民税所得割額により決定します。

3～5 歳児クラスの全園児及び 0～2 歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は 0 円となります。また、令和 5 年度 4 月 1 日より、同時に入園されている 2 人目以降のお子さんの保育料が 0 円となります。

◆ 私立保育園（社会福祉法人）

名称	定員 (2・3号)	所在地	電話番号
あわが保育園	30人	山東町早田 222 番地	676-3329
めばえのにわ保育園	20人	和田山町平野 548 番地	670-2236

◆ 公立認定こども園

名称	定員 (2・3号)	定員 (1号)	所在地	電話番号
朝来市立生野こども園	40人	30人	生野町口銀谷 546 番地	679-3602
朝来市立糸井こども園	60人	15人	和田山町寺内 565 番地 1	675-2644
朝来市立大蔵こども園	65人	10人	和田山町宮田 196 番地	673-2281
朝来市立東河こども園	45人	10人	和田山町中 380 番地	672-3257
朝来市立竹田こども園	60人	10人	和田山町竹田 592 番地 1	674-0014
朝来市立中川こども園	50人	15人	桑市 99 番地	678-0077

朝来市立山口こども園	65人	15人	羽瀨 538 番地	677-0140
------------	-----	-----	-----------	----------

◆私立認定こども園

名称	定員 (2・3号)	定員 (1号)	所在地	電話番号
照福こども園	90人	15人	山東町溝黒 123 番地 1	676-2347
枚田みのり保育園	85人	15人	和田山町枚田 1622 番地	672-5504
やなせこども園	81人	15人	山東町矢名瀬町 772 番地	676-2344
ひまわりこども園	65人	15人	和田山町和田山 372 番地 1	672-5184

※定員は利用定員数

学童クラブ

■問い合わせ先 学校教育課 672-4930
各学童クラブ（次ページ参照）

授業の終了後および長期休み期間中に、保護者が就労等により昼間家庭におられない場合に、保護者に代わり生活指導や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を行います。

【対象児童】 小学1～6年生

【開設時間】 ・ 授業がある日（月曜～金曜日までの平日）

・ 下校時から午後6時まで（延長：午後6時30分まで）

・ 長期休業日（春・夏・冬休み）、振替休業日、土曜日

・ 午前8時から午後6時まで（延長：午前7時30分から午後6時30分まで）

【公立学童クラブ 使用料】

区分	午前 (8:00～13:00)	午後 (13:00～18:00)	全日 (8:00～18:00)
利用負担額	400円	400円	800円

- ・ 1カ月当たりの負担限度額は、8月は12,000円、8月以外は8,000円です。
- ・ 土曜日の利用については、負担限度額から除きます。（土曜日の使用料が加算されます。）
- ・ おやつ代は含みません。直接、各学童クラブに納めていただきます。

朝来市学童クラブ一覧

名称	所在地	電話番号
生野学童クラブ	生野町口銀谷 546 番地（旧生野学校給食センター）	679-5050
糸井学童クラブ	和田山町高生田 4 番地 1（糸井小学校内）	673-3939
大蔵学童クラブ	和田山町宮田 210 番地（旧大蔵幼稚園内）	672-2550
和田山学童クラブ	和田山町和田山 474 番地（旧和田山幼稚園内）	672-2799
東河学童クラブ	和田山町中 370 番地 1（旧東河幼稚園内）	672-0378
竹田学童クラブ	和田山町安井 61 番地（竹田小学校内）	674-0029
中川学童クラブ	桑市 99 番地（中川こども園2階）	678-0567
山口学童クラブ	羽瀨 390 番地（旧山口幼稚園内）	677-0210
山東学童クラブ	山東町楽音寺 95 番地(山東老人福祉センター 1 階)	676-2152
照福放課後児童クラブ	山東町溝黒 123 番地 1（照福こども園内）	676-2347
枚田みのり放課後児童クラブ	和田山町枚田 1649 番地（枚田みのり保育園旧園舎内）	672-6250
やなせ学童クラブ	山東町矢名瀬町 772 番地（やなせこども園内）	676-2344

※「照福放課後児童クラブ」「枚田みのり放課後児童クラブ」「やなせ学童クラブ」については使用料等が異なるため、直接お問い合わせください。



(3) 母子(父子)家庭・寡婦福祉

- 問い合わせ先 子育て支援課 666-8103
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等が抱えている各種問題について母子・父子自立支援員が各種相談に応じます。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

- ・ 母子（父子）家庭や寡婦の人の援助と児童の福祉を増進するため、無利子又は低利子での資金の貸付を行っています。
- ・ 資金ごとに貸付限度額等が異なります。

資金の種類	資金の内容
修学資金	お子さんが高校・大学等で就学するために必要な資金
就学支度資金	お子さんが入学にあたり被服、履物等の購入、入学金等に必要資金
修業資金	お子さんが事業開始または就職するための技能・知識等を習得するために必要な資金
生活資金	技能習得期間中や母子家庭となって7年以内の家庭の生活を安定、維持するのに必要な資金
住宅資金	住宅の建築、増築、改築、購入、補修等をするために必要な資金
転宅資金	住宅の移転に際し必要な資金
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な資金
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識・技能等を得るために必要な資金（授業料、入学金等）
就職支度資金	就職に必要な被服・履物、自動車等を購入するための資金
医療介護資金	医療や介護を受けるために必要となる自己負担及び交通費等の経費

その他制度

- ① 自立支援教育訓練給付金
- ② 高等職業訓練促進給付金等事業
- ③ 高等職業訓練促進資金貸付事業
- ④ ひとり親家庭住宅支援資金貸付

福祉医療制度

■ 問い合わせ先 市民課 672-6120
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

医療機関での窓口負担の一部を助成します。

○ 母子家庭等医療

【対象者】 20歳未満で高校等に在学中の児童を監護する母子（父子）家庭の母（父）及びその児童、遺児

【所得制限】 児童扶養手当の所得制限を準用

【一部負担】 外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回までの負担

入院：定率1割負担（負担限度月額3,200円、低所得者1,600円）

【低所得者基準】

市町村民税非課税世帯で本人または扶養義務者の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下

(4) 障害者(児)福祉

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

障害者手帳

① 身体障害者手帳

身体に障害のある人に、兵庫県が身体障害者手帳を交付しています。
手帳には、障害の程度により 1 級から 6 級までの等級区分があります。
手帳の交付には申請が必要です。

- ・申請に必要な書類
申請書、指定医の診断書、写真

② 療育手帳

知的障害のある人に、兵庫県が療育手帳を交付しています。
手帳には障害の程度により、A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。
手帳の交付には申請が必要です。又、18 歳未満の場合は豊岡こども家庭センターで、18 歳以上の場合は知的障害者更生相談所で判定を受けていただくことが必要です。

- ・申請に必要な書類
申請書、同意書、調査書、写真

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため日常生活又は社会生活に制限があると認められた人に、兵庫県が精神障害者保健福祉手帳を交付しています。
手帳には障害の程度により 1 級から 3 級までの等級区分があります。
手帳の交付には申請が必要です。ただし、申請時に精神障害と診断されてから 6 か月以上経過している事が必要です。

- ・申請に必要な書類
申請書、指定医の診断書又は障害年金証書、同意書、写真



障害者（児）の相談窓口

■問い合わせ先 社会福祉課 基幹相談支援センター
672-6123

【障害者基幹相談支援センター】

基幹相談支援センターは、障害者（児）が障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）にかかわらず、地域で安心して暮らすことができるように以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談支援・・・相談支援事業所等が抱える課題や支援方法について相談をお受けします。
- ② 地域の相談支援体制の強化の取り組み・・・相談機関との連携する連絡会や研修会を開催します。
- ③ 地域移行支援・地域定着支援の促進の取り組み・・・入所施設や精神科病院からの地域移行に向けた取り組みを行います。
- ④ 権利擁護・虐待の防止・・・成年後見制度の相談や、虐待についての相談も随時受け付けております。

【障害者相談員】

市では、身体障害者相談員（市長委嘱10名）、知的障害者相談員（市長委嘱4名）、精神障害者相談員（県知事委嘱3名）を配置し、障害に係るあらゆる相談に応じています。

【委託相談窓口】

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等様々な相談に応じます。

機関名	住所	電話番号
あさごふれ愛の郷 相談支援事業所	朝来市新井 73 番地 1	677-2708
恵生園相談支援事業所	朝来市和田山町竹田 2486 番地 10（さくらの苑内）	666-8026
出石精和園相談支援事業所	豊岡市出石町町分 212 番地	0796-52-5288
エスポワールこじか	養父市八鹿町下網場 448 番地 3	662-6263
相談スペース ポッシュ	朝来市和田山町東谷 213 番地 123	660-7578
クローバー相談支援事業所	朝来市澤 679 番地	090-3859-4301
かるべの郷ドリーム相談所	養父市広谷 83 番地	079-664-1362

障害者虐待相談窓口

■朝来市障害者虐待防止センター

672-6123（平日）、672-3301（休日・夜間）

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は市町村窓口への通報が義務付けられています。

朝来市障害者虐待防止センターでは、身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人等について対応します。虐待かもしれないと思われたら、お気軽にご相談ください。

障害福祉サービス

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくための仕組みです。

* 給付の対象となる障害者

身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者・発達障害者

* サービスの利用のしかた

① 相談・申請

- ↓ ・市社会福祉課 基幹相談支援センターにご相談下さい。
どんなサービスを利用できるかなど

② 調査

- ↓ ・障害者または障害児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。
・市が主治医に意見書を求めます。

③ 審査・判定

- ↓ ・調査の結果および医師意見書をもとに障害支援区分認定審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。

④ 決定・通知

- ↓ ・指定特定相談支援事業者が、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。それらを踏まえてサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑤ 事業者と契約

- ↓ ・サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑥ サービスの利用開始

- ・受給者証を提示してサービスを利用していただきます。

*利用者負担

サービスを利用する場合、原則として1割の利用者負担が必要です。
ただし、所得に応じて自己負担の上限が決められています。

区分	対象となる人	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護の人	0円
低所得1・2	市県民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税の方（所得割28万円未満）で、居宅で生活する障害児	4,600円
	市民税課税の方（所得割16万円未満）で、居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

*利用できるサービス

サービスを利用する際には、相談支援事業所等により「サービス等利用計画」を作成します。

サービスの種類には、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

地域生活に向けた支援をする「地域相談支援等」、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」にわけられます。

【地域相談支援等】 サービスの利用や地域生活等について相談支援をするサービスです。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に、サービス利用計画の作成やモニタリングの支援を行います。
地域移行支援	入院中の精神障害者や入所中の障害者が地域に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
地域定着支援	地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの支援を行います。

【訪問系サービス】 居宅へ訪問を受けたり、通所して利用するサービスです。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
同行援護	移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読などの支援や、食事やトイレなどの介護を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【日中活動系サービス】 入所施設で昼間の活動を支援するサービスです。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

【居住系サービス】 入所施設で住まいの場としてのサービスです。

サービス名	サービス内容
施設入所支援	介護が必要な人などに居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者、精神障害者、身体障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

【障害のある児童のサービス】 通所して利用するサービスです。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

【サポートファイル】

**■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123
子育て支援課 666-8103**

障害や特性があり継続した支援が必要なお子様が、乳幼児期から大人になるまで、継続的な支援が受けられるように、成長記録などをまとめていくファイルです。

基本的なプロフィールや生育歴、生活習慣、支援が必要な場合の関わりの工夫などについて記入しながら、保護者と担任などの支援者がお子様の情報を共有し、一緒に支援の内容を書き込みます。

保護者と支援機関、支援機関同士の連携の手段として活用し、支援に必要な情報を共有することで、一貫した支援が受けられるようにするものです。

補装具の交付・修理・貸与

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123

補装具とは、障害のある人等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具です。主な補装具として、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器などがあります。また、成長に合わせた作り替えが必要な歩行器や座位保持いすは貸与できます。

(補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率(1割)です。ただし、障害福祉サービスと同じ負担上限月額が設定されています。)

自立支援医療制度

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123

① 精神通院医療

精神疾患で通院されている人が、安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担額が軽減される制度です。

【対象者】 精神科領域の疾患で継続した通院治療を行っており、医師の診断書等により該当と認められた人

【費用負担】 原則として医療費の1割。なお、医療保険証の世帯の課税状況等により、利用者負担上限月額が設定され、負担の軽減が図られます。

【有効期間と更新時期】

有効期間は1年です。更新の手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

【申請に必要なもの】

申請書、診断書、健康保険証

② 更生医療

身体に障害のある人が、日常生活や職業能力を増進するために、その障害を軽くしたり、取り除いたりする医療が必要なときは、身体障害者更生相談所の判定によって、指定医療機関で公費により治療を受けることができます。(一部自己負担があります。)

なお、必ず事前の申請が必要です。

【対象者】

満18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人で、医療を行うことで改善、機能の維持が保たれるなど、医療効果が期待できる人

【給付範囲】

医療保険各法の規定による本人負担分が更生医療制度による給付範囲となります。入院時の食費(標準負担額)については対象外です。

【費用負担】

原則として医療費の1割。なお、医療保険証の世帯の課税状況等により、利用者負担・上限月額が設定され、負担の軽減が図られます。

【申請に必要なもの】

申請書、意見書、健康保険証、身体障害者手帳

③ 育成医療

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で公費により受けることができます。(一部自己負担があります。)

【対象者】

18歳未満の児童。申請可能期限があります(医療開始から15日以内)。その他は更生医療に準じます。

【給付範囲】

医療保険各法の規定による本人負担分が育成医療制度による給付範囲となります。入院時の食費(標準負担額)については対象外です。

【費用負担】

原則として医療費の1割。なお、医療保険証の世帯の課税状況等により、利用者負担上限月額が設定され、負担の軽減が図られます。

【申請に必要なもの】

申請書、意見書、健康保険証

福祉医療制度

■ 問い合わせ先 市民課 672-6120
各支所 (生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165)

医療機関での窓口負担の一部を助成します。

○ 重度障害者医療・高齢重度障害者医療

【対象者】 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、
精神障害者保健福祉手帳1級

【一部負担】 外来：1保険医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を
限度に月2回まで

入院：定率1割負担(負担限度月額2,400円、低所得者1,600円)

【所得制限】 所得判定対象者の市民税所得割額合計 23 万 5 千円未満

【低所得者基準】

市町村民税非課税世帯で本人、扶養義務者の年金収入 80 万円以下、もしくは年金収入を加えた所得 80 万円以下

地域生活支援事業

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123

障害のある人や障害のある児童の保護者からの相談に応じたり、障害のある人等の権利の擁護のために必要な事業や、手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付や貸与、移動を支援する事業です。

事業名	事業内容
相談支援	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
意志疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付や貸与を行います。 <ul style="list-style-type: none">・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、移動用リフト など）・自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽 など）・在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体重計 など）・情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、人工喉頭 など）・排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ など）・住宅改修費（居宅生活動作補助用具）
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	自宅でお風呂に入ることが難しい障害者に対し、専用の浴槽を自宅に持ち込んで入浴をサポートし、清潔の維持を図ります。

その他の事業	市の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 日中一時支援事業、社会参加促進事業（自動車運転免許の取得費助成、自動車改造費の助成 など） 等
--------	--

各種手当

名称	対象者	支給額	備考
特別障害者手当	日常生活に常時介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者	月額 28,840円	資格要件及び所得制限あり
障害児福祉手当	日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児	月額 15,690円	
重度心身障害者（児）介護手当	介護保険サービスを受けていない在宅で6ヶ月以上寝たきりなどの状態にある心身障害者（児）の介護者	年額 160,000円	
特別児童扶養手当	在宅の20歳未満で、身体又は精神に重度・中度の障害のある児童を養育している人	月額 重度障害児 55,350円 中度障害児 36,860円	

※対象者・支給額等については、法改正等により変更になる場合があります。

障害児福祉サービス等負担額助成

障害児福祉サービス等を利用する障害児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、下記のとおり助成を行います。

対象とする障害児福祉サービス			
サービス等の名称		負担額助成金の額（月額限度額）	
障害児通所支援	児童発達支援	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 サービス等毎に 4,600 円/月	
	医療型児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
	居宅訪問型児童発達支援		
	保育所等訪問支援		
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援		
	医療型障害児入所支援		
障害福祉サービス	居宅介護		入所施設利用の場合 サービス等毎に 9,300 円/月
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	施設入所支援		
地域生活支援事業 （移動支援事業、日中一時支援事業、 訪問入浴サービス事業）			
補装具費支給		サービス等毎に 37,200 円/月	
地域生活支援事業 （日常生活用具給付等事業）			

障害者手帳申請用診断書取得費助成

心身障害者等が障害者手帳等の交付申請に必要な診断書を取得するために要する経費負担の軽減を図ることを目的に、下記のとおり助成を行います。

【対象とする手帳等の種類】

- 身体障害者手帳
- 精神保健福祉手帳
- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）
- 補装具

【対象者】

- 非課税世帯に属する人 ※非課税世帯の区分は、障害福祉サービスの支給決定の際の世帯の範囲に準じる

【助成金の額】

2,500 円を上限に、診断書発行料の 2 分の 1 の額

【申請に必要なもの】

申請書、診断書料の支払いが分かる領収書

NET119 緊急通報システム

NET119 では、聴覚や言語機能等の障害のため音声による 119 番通報が難しい方がスマートフォン等を使用して素早く 119 番通報ができます。

このシステムをご利用いただくには事前の登録が必要です。

- 【登録に必要なもの】 NET119 緊急通報システム申込書兼承諾書、
身体障害者手帳

障害者タクシー利用料金助成

利用対象者に 1 枚 500 円（年間 24 枚）のタクシー利用券を交付し社会参加等外出時又は通院の移動手段とする事業です。

対象者	市内に住所を有する在宅の人で下記のいずれかに該当する人 i. 身体障害者手帳 1・2 級 ii. 療育手帳 A・B1 の者 iii. 精神保健福祉手帳 1・2 級の者
自己負担等	タクシーを降車の際に手帳を提示して、乗車料金に応じて利用券を乗務員に渡す。その後、乗車料金から助成金額を差し引いた額を乗務員に支払います。
申請に必要な書類	申請書、障害者手帳

その他の制度

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123

名称	助成内容	備考
心身障害者 扶養共済制度	障害のある人を扶養している保護者が、生存中に一定の掛金を納めることにより、万が一保護者が死亡したり、重度障害者になった時にその保護者に保護されていた障害のある人に終身一定額の年金が支給されます。	
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 兵庫県ゆずりあい駐車場制度・ アコバス・路線バス優待乗車証・ 有料道路通行料金の割引・ 鉄道運賃の割引・ 国内航空運賃の割引・ NHK 放送受信料の減免・ 自動車運転免許の取得費助成・ 駐車禁止区域の緩和・ 自動車改造費の助成など	申請窓口、申請方法等ご確認ください。 ご不明な点は、社会福祉課にお問い合わせください。

(5) 高齢者福祉

後期高齢者医療制度

■問い合わせ先 市民課 672-6120

各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

●対象となる人

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人

●対象となる日

75歳の誕生日当日から（一定の障害のある65歳以上の人は、認定を受けた日から）

●お医者さんにかかるときには

病院などの窓口で、「後期高齢者医療被保険者証」を提示して受診してください。

●窓口での一部負担金は

お医者さんにかかったときに自分で支払う費用（一部負担金）は外来、入院ともかかった費用の1割または2割です。（現役並み所得者は3割負担）

●保険料

被保険者一人ひとりが所得に応じた保険料を納めます。

（均等割額 52,791 円、所得割率 11.24%）

原則として年金（年額 18 万円以上の人）から天引きされます（特別徴収）。年金額が年額 18 万円未満の人などは納付書や口座振替により個別に納めます（普通徴収）。ただし、特別徴収の方は申請により、口座振替に変更することができます。

納期は、特別徴収の場合、各年金支給月で、普通徴収の場合は7月から3月までの毎月末に納付していただきます。

●保険料の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

●給付

受診の際の保険給付のほか、葬祭費や高額介護合算医療費が支給されます。

●医療費が高額になったときは

同じ月内に受けた医療の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

初めて高額療養費の支給対象となったときに、兵庫県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、その際に申請手続きを行ってください。申請書に記入された口座は、今後、高額療養費の支給が発生したときの受取口座として登録されますので、口座の変更等がない限りは、再度申請手続きを行っていただく必要はありません。

差額ベッド代や入院時の食事代などは高額療養費の計算対象となりません。

区 分		自己負担限度額	
		個人単位（外来のみ）	世帯単位（外来＋入院）
現役並み所得者★1	Ⅲ	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1% [140,100 円] ★5	
	Ⅱ	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1% [93,000 円] ★5	
	Ⅰ	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1% [44,400 円] ★5	
一般	Ⅱ★2	18,000 円または 6,000 円＋（総医療費－30,000 円）×10%★6 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 [44,400 円] ★5
	Ⅰ	18,000 円 （年間上限 144,000 円）	
低所得	Ⅱ★3	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ★4		15,000 円

- ★1 住民税課税所得 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人
 - ★2 住民税課税所得 28 万円以上 145 万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上（世帯に被保険者が一人の場合。二人以上いる場合は 320 万円以上）の方は一部負担金が 2 割（一般Ⅱ）になります。
 - ★3 世帯全員が住民税非課税の人
 - ★4 世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得（公的年金等控除額は 80 万円として計算）が 0 円の人
 - ★5 []内は、診療月から起算して、過去 12 カ月以内にすでに 3 回※以上支給されている場合、4 回目からの額となります。
※ 外来（個人ごと）による高額療養費の支給及び後期高齢者医療制度以外での高額療養費の支給は、この回数に含まれません。
 - ★6 令和 4 年 10 月 1 日から 3 年間は、1 カ月の外来の医療費の自己負担額の増加額を 3,000 円までに抑える配慮措置を適用します。（いずれか低い金額が適用されます。）
- ※ 区分が、「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、「現役並み所得者Ⅰ」「現役並み所得者Ⅱ」の人は「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示することにより、医療費の自己負担限度額が減額されます。これらの認定証の交付を受ける場合は、市民課または各支所窓口で申請してください。

●医療費を全額自己負担したときは・・・

次のような場合で医療費などを全額支払ったときは、市民課または各支所窓口への申請により、自己負担分を除いた額について後日支給を受けられます。

※申請に必要なもの

領収書、被保険者証、振込先口座番号、口座名義人等が確認できるもの

こんなとき	上記※に加えて必要なもの
やむを得ない理由で、保険証を持たずに治療を受けたとき	診療報酬明細書
やむを得ない理由で、海外で診療を受けたとき	診療報酬明細書
医師の指示によりコルセットなどの補装具を装着したとき	医師の意見書および装着証明書
医師の同意により、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき	医師の同意書
医師の指示により、重病人の入院・転院などで緊急的な必要があって移送されたとき	医師の意見書

●こんなときは届け出をしてください
申請場所・・・本庁市民課、各支所窓口

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまでに
75歳になったとき	健康保険証	市からの通知受領から75歳の誕生日までに
転入したとき	前の住所からもらう負担区分等証明書(県外からの転入の場合)	14日以内に
転出するとき	被保険者証	転出するときに
死亡したとき	被保険者証	14日以内に
氏名や市内での住所が変わったとき	被保険者証	14日以内に
65歳以上75歳未満で一定以上の障害認定を受けるようになったとき	健康保険証、障害者手帳、または国民年金証書または診断書	認定後なるべく早く
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証	すみやかに

福祉医療制度

■問い合わせ先 市民課 672-6120
各支所(生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165)

○ 高齢期移行助成

医療機関での窓口負担の一部を助成します。

事業名		高齢期移行助成事業
対象年齢		65歳以上69歳以下(後期高齢者医療制度の方は除く)
区分Ⅰ	対象者	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(年金収入80万円以下かつ所得なし)
	一部負担金	定率2割負担
	負担限度額	外来 8,000円/月 入院 15,000円/月

区分Ⅱ	対象者	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている人(要介護2以上)
	一部負担金	定率2割負担
	負担限度額	外来 12,000円/月 入院 35,400円/月

在宅生活の支援

■問い合わせ先 高年福祉課 672-6124
朝来市地域包括支援センター672-6125
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

介護を必要としない元気な高齢者や要介護・要支援の状態にある高齢者が、これからも住みなれた地域で暮らしていくためには、高齢者が必要とするサービスを幅広く実施していく必要があります。朝来市では介護予防の視点を踏まえながら、全ての高齢者の在宅生活を支援するため、各種事業を実施します。

① 外出支援サービス

要介護・要支援の認定者で、通常歩行に必ず介助者の支援が必要な方や、身体障害者手帳をお持ちで下肢が不自由で公共交通機関の利用が困難な方を対象に、居宅と医療機関及び機能訓練施設との間に利用された福祉タクシー運賃の一部を補助します。

② 介護予防事業

概ね65歳以上の高齢者を対象に、各地区の公民館、介護予防施設等で社会福祉協議会と協力し介護予防教室や趣味活動等を実施します。

③ 緊急通報システム事業

65歳以上の1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、緊急時の通報が可能な装置を設置します。

④ 人生いきいき住宅助成事業

介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた被保険者のいる世帯及び身体障害者等のいる世帯を対象に、住宅を改造する場合の経費を一部助成します。

⑤ 老人クラブ活動助成事業

クラブ活動補助金を交付し、生きがいや健康づくりを支援します。

⑥ 高齢者補聴器購入費助成事業

難聴により生活に支障が生じている高齢者が、生活の質を維持し、社会参加を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう補聴器購入費の一部を助成（3万円を上限として1人1回限り。）します。

⑦ 認知症高齢者等GPS機能付端末費用助成事業・個人賠償責任保険加入事業

認知症高齢者などの家族が安心して介護ができる環境の整備と見守り体制を作るため、介護 保険福祉用具貸与のGPS機能付端末の経費を一部助成します。

また認知症の人が日常生活で、過って他人を負傷させたり、他人の財物を棄損し、本人や家族が 法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に備え、認知症の人を被保険者とし朝来市が契約者として個人賠償責任保険に加入します。

総合相談窓口

■問い合わせ先 高年福祉課 朝来市地域包括支援センター
672-6125（平日）
672-3301（休日・夜間）
生野地域包括支援センター 670-5202

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが安心して安定した生活を送れるように必要な援助・支援を包括的に担う地域の拠点です。

保健・医療・福祉等の相談を来所・電話・訪問でお受けしています。

来所・電話・訪問等、ご相談ください。

【地域包括支援センター】

主な業務は、

① 総合相談・支援

介護、健康や福祉、医療に関すること、生活に関することなどの相談をお受けします。

② 自立支援

介護予防の必要性が高い人、要支援1・2と認定された人の生活相談や、サービス調整などの支援を行います。（一部民間委託）

③ 権利擁護・虐待防止

成年後見制度の活用相談、虐待防止・早期発見、消費者被害の防止、高齢者の権利を守るための相談援助を行います。

【高齢者相談センター（お住まいの身近な相談窓口）】

地域包括支援センターと連携し、市民の皆さんの身近な窓口として相談に応じます。

☆電話、訪問など様々な方法で、相談に応じています。

① 在宅生活の支援・相談

② 認知症高齢者への支援・相談

③ 福祉用具の購入・住宅改修の支援・相談

④ 権利擁護に関する相談

⑤ 老人クラブ・ミニデイ等への支援

【高齢者相談センターの窓口】

名称	担当	電話番号
和田山高齢者相談センター (糸井・大蔵・東河地区)	高齢者相談センター	677-2703
	いきいき介護センター	
	社会福祉協議会和田山地域センター	672-0440
和田山高齢者相談センター (和田山・竹田地区)	さくらの苑	674-0300
山東高齢者相談センター	緑風の郷	676-3411
朝来高齢者相談センター	あさがおホール	677-1901

認知症の個別相談

■問い合わせ先 高年福祉課 朝来市地域包括支援センター
672-6125
生野地域包括支援センター 670-5202

「もの忘れ」は誰しも経験することですが、「最近ひどくなった感じがする」「もしかして認知症？」など気になっている方やその家族の相談に応じます。認知機能の検査を実施し、認知症に関する生活上のアドバイスを行います。早めの対処で認知症を予防するとともに、認知症の早期発見・早期受診につながるよう支援していきます。

【対象】 朝来市の住民で、物忘れが気になる人、認知症の疑いのある人や家族等

【対応者】 心理士、保健師等

【場所】 来所、訪問（要相談）

【費用】 無料

【その他】 希望者は、高年福祉課 朝来市地域包括支援センターまでご連絡ください。

介護保険制度

■問い合わせ先 高年福祉課 672-6124
各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

【加入対象者】

朝来市が保険者となって運営しており、40歳以上の方が加入者となり、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

加入者区分とその受給対象の内容は次の通りです。

区分	対象年齢	受給対象者	被保険者証の交付
第1号被保険者	65歳以上の方	朝来市の「要介護・要支援認定」を受けた人（要介護者・要支援者） ※ 介護が必要になった原因は問われません。	65歳になられた月に交付します（誕生日が1日の場合は前月に交付） ※ 手続きは必要ありません。
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	介護保険で対象になる病気（16種の特定疾患）が原因で介護が必要になった人	要介護・要支援認定を受けた場合などに交付します。

●介護サービスを受けたいとき

介護サービス：原則として利用料の1割を負担していただきます。

（年金、その他の収入によっては2割または3割を負担いただく方があります）

① 申請

市の窓口で「介護保険被保険者証」と「認定申請書」を提出してください。
申請は本人のほか家族の方でもできます。また地域包括支援センターでも行っています。

② 訪問調査

調査員が家庭等を訪問し、本人の心身の状態を調査します。

③ 介護認定審査会による審査

訪問調査の結果および医師の意見書をもとに介護認定審査会で介護の必要程度を判定します。

④ 要介護認定結果通知

市から認定結果を通知します。（申請から原則30日以内）
認定結果が「自立（非該当）」の場合は介護保険サービスを受けることはできません。

市が提供するほかのサービス利用についてはお問い合わせください。

※ 認定結果に不服があるときは、不服申し立てができます。

⑤ **介護サービス計画（ケアプラン）**

介護サービス計画を作成します。

- ・ 居宅介護支援事業者にサービス計画の作成を依頼
- ・ 「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市に提出
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談して決めてください。

⑥ **介護サービスの利用**

介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

原則として費用の1割が利用者負担です。（収入によって2割または3割負担の方が
あります。）

介護度により利用限度額があります。

⑦ **更新**

認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用したいときは、有効期限
前に更新の申請をしてください。

有効期間は、本人の介護度等に応じて3ヶ月から48ヶ月の範囲内で決められま
す。

申請から認定まで

要介護認定申請手続き ※窓口へ（高年福祉課又は各支所窓口）

◎ 申請時には介護保険被保険者証を持参してください。



訪問調査：身体の状態・日常生活に関することを調べるために、本人と家族などから聞き取り調査をします。



主治医意見書：介護を必要とする原因疾患などを確認するために申請に基づき、市が主治医に意見書を依頼します。



主治医意見書・訪問調査票



コンピュータによる1次判定



介護認定審査会による2次判定



認 定



要支援1・2

各種介護予防サービスを利用できます。

要介護1～5

各種介護サービスが受けられます。

非該当（自立）

介護サービスは受けられませんが、基本チェックリストにより、総合事業を利用することができます。

地域包括支援センター又は各高齢者相談センター窓口までご相談ください。

介護サービス（要介護1～5の人へのサービス）

●在宅サービス

サービスの種類	内容
居宅介護支援	安心してサービスを利用できるようケアマネジャーが相談に応じ支援します。
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助をします。
訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助をするサービスです。
訪問看護	看護師などが訪問し、療養の世話や診療の補助などをします。
訪問リハビリテーション	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで、食事・入浴・機能訓練などを日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設や病院でリハビリなどを日帰りで受けられます。
短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設に短期入所して、食事、入浴などのサービスや機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。
特定施設入居者生活介護	軽費老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

●施設サービス

施設の種類の種類	施設サービスの内容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが困難な人が入所し、食事、入浴などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理などが受けられます。
介護老人保健施設	病気やケガなどの治療後、リハビリなどを必要とする人が入所し、医学的管理のもとで介護や看護、リハビリなどが受けられます。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護などが受けられます。
介護医療院	常に介護が必要で、長期にわたり療養が必要な方に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

介護予防サービス（要支援1・2の人へのサービス）

サービスの種類	内容
介護予防支援	地域包括支援センターの職員が中心となり介護予防ケアプランを作成し、安心してサービスを受けられるよう支援します。
介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、できる範囲での入浴のお手伝いをします。
介護予防訪問リハビリテーション	専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。
介護予防訪問看護	看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などをします。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活訓練の維持向上のため機能訓練などを日帰りで受けられます。
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事、入浴などや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設などに短期入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
介護予防特定施設入居者生活介護	軽費老人ホームなどで食事、入浴などや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

福祉用具の貸与・購入、住宅改修

サービスの種類	内容
福祉用具貸与 （介護予防福祉用具貸与）	車いす、特殊寝台、歩行器など 13 種目の福祉用具のレンタルが利用できます。
特定福祉用具購入 （介護予防福祉用具購入）	腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの吊り具・自動排泄処理装置の交換可能部分の5種類です。 （限度額は年間 10 万円まで）
居宅介護住宅改修 （介護予防住宅改修）	手すりの取り付け・段差解消・床材の変更（すべり防止、移動の円滑化）・引き戸などへの扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え・その他これらの工事に付帯して必要な工事です。（限度額 20 万円までの改修）

地域密着型サービス

サービスの種類	内容
小規模多機能型居宅介護	小規模な居宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事入浴などの介護や支援が受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます
認知型対応型共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活できる場（居宅）で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
地域密着型通所介護	小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護などが受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特養で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練が受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員または訪問看護師が要介護者の自宅を定期・随時に訪問し、介護・看護を24時間受けられます。

地域支援事業（総合事業及び一般介護予防事業など）

サービスの種類	内容
総合事業 (訪問型サービス)	要支援1, 2の判定のある人、又は基本チェックリストで事業対象者と判断された人は、従来のホームヘルプサービスを受けることができます。また、掃除、洗濯など軽度な日常生活の支援はやや安価なサービスとして受けられます。
総合事業 (通所型サービス)	要支援1, 2の判定のある人、又は基本チェックリストで事業対象者と判断された人は、従来のデイサービスを受けることができます。
一般介護予防事業	全ての高齢者を対象に、介護予防のための学習の機会や、地域で実施するいきいき百歳体操やミニデイ、認知症サポーター養成講座など一般介護予防事業として利用いただけます。

資格関係の届出

こんなとき	必要な手続き	
	要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
転入したとき	手続きは必要ありません。	認定申請書・受給資格証明書 ※転入後、14日以内に届出
転出するとき	被保険者証の提出	被保険者証の提出 受給資格証明書の交付手続き
死亡したとき	被保険者証の提出	被保険者証の提出
氏名・市内での住所 が変わったとき	被保険者証の提出	被保険者証の提出

介護保険料

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料基準月額、これまでと変わらず、6,000円（年額72,000円）です。

介護保険料は、介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度までの実績値をもとに、要介護・要支援認定者、施設サービス利用者、介護給付費と地域支援事業費を見込み保険料を決定しました。

介護保険の財源は、50%を公費（国・県・市）、23%を第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料、27%を第2号被保険者（40歳から64歳までの人）の保険料で負担します。

段階ごとの介護保険料

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	・生活保護、老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	1,710円	20,520円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.435	2,610円	31,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 ×0.685	4,110円	49,320円
第4段階	本人は市民税非課税で世帯に課税者がいる。前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	5,400円	64,800円
第5段階	本人は市民税非課税で世帯に課税者がいる。前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	6,000円	72,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	7,200円	86,400円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	7,800円	93,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	9,000円	108,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	10,200円	122,400円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	11,400円	136,800円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	12,600円	151,200円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	13,800円	165,600円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.40	14,400円	172,800円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上の人	基準額 ×2.50	15,000円	180,000円

●介護保険料の納め方

被保険者の区分	納付方法	
第1号被保険者 (65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> 原則として年金からの天引き(特別徴収)となります。 年金からの天引き(特別徴収)ができない方のみ、納付書または口座振替による納付(普通徴収)となります。 ※納付方法は、法令により決められているため、申し出による納入方法の変更はできないこととなっています。	
	特別徴収	年金からの天引き
	対象	<ul style="list-style-type: none"> 年金が年額18万円以上の人 ※年金からの天引きにするためのお手続きは不要です。準備が整い次第、年金天引きに切り替わります(年金天引きに切り替わる際には、事前に通知をお送りします)。 ※年度途中で増額になった場合は、増額分を納付書または口座振替で納めていただくこととなります。
	普通徴収	納付書または口座振替による納付
	対象	<ul style="list-style-type: none"> 年金が年額18万円未満の人 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった人 年度途中で他の市区町村から転入した人 年度途中で介護保険料が減額になった人 年金担保貸付金を返済中、または開始した人 年金の支払調整、差止め、支払い停止等があった人など
第2号被保険者 (40～64歳)	<ul style="list-style-type: none"> 加入されている医療保険の算定方法によって決まります。 医療保険の保険料に、介護保険料分を上乗せして納めていただきます。 	

※ 普通徴収の人は、便利で納め忘れのない口座振替を御利用いただきますようお願いいたします。「口座振替依頼書」は高年福祉課又は各支所、市内金融機関、郵便局にあります。

●保険料を滞納すると・・・

保険料の滞納が続く場合は、次のような措置がとられますので、納め忘れのないようお願いいたします。

- ☞ 1年以上滞納すると、介護保険サービスの費用が一旦全額利用者負担になります。後日、申請により保険給付分(本来の自己負担額を除く費用)が支払われます。
- ☞ 1年6カ月以上滞納すると、引き続き介護保険サービスの費用が一旦全額利用者負担になり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。
- ☞ 2年以上滞納すると、前2つの措置に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

(6) 生活福祉

■問い合わせ先 社会福祉課 672-6123

各支所（生野 679-2240 山東 676-2080
朝来 677-1165）

生活困窮者自立支援

生活に困っている人が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、支援員（相談支援員、就労支援員）が相談に応じます。その人の抱えるさまざまな問題に対応した支援へとつなげていきます。

事業名	事業内容
自立相談支援事業	支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
一時生活支援事業	一定の居処を持たない生活困窮者に対し、一定の期間に限り宿泊場所や食事の提供等により、安定した生活を営めるように、自立に向けた支援を行います。
住居確保給付金	離職により生活に困って住居を失った人や、または住居を失う恐れの高い人に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。
ひきこもり対策推進事業	ひきこもりの状態にある本人や家族等に対して医療・保健・福祉・教育・就労等の各関係機関が相互に連携し、支援を行います。居場所を開設し、本人家族と一緒に考え、自立をサポートします。
就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成支援を行います。
家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の管理能力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行います。

現在、生活保護を受けていない人で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある人（生活困窮者）が対象となります。

経済的な問題で生活に困っている人、長く失業している人、ひきこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人など、これまで制度の狭間で支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた人にも対応していきます。

相談支援員

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援を行います。また、必要に応じて訪問支援なども行います。

就労支援員

ハローワークや協力企業などと連携して、職業訓練や就職支援、職業紹介など、就労に関する支援を行います。

生活保護

生活保護は、憲法の理念に基づき、生活に困っている人に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助長する制度です。

自分の収入、資産、各種援助制度等を活用しても最低限度の生活を維持できないときに、その人に必要なお金や物品を支給します。

●生活保護の種類

種類	保護の範囲
生活扶助	衣食その他、日常生活に必要な費用（飲食物、光熱、衣料、寝具、移送費など）
教育扶助	義務教育に必要な費用（教科書、学用品など）
住宅扶助	家賃、地代、住宅の維持・補修に必要な費用
医療扶助	病気やけがの治療などに必要な費用
介護扶助	介護などに必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	技術を覚えたり、就職するときに必要な費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

(7) 健康相談、休日診療

こころのケア相談

■問い合わせ先 健幸づくり推進課 672-5269

ストレスの多い時代、誰もがささいなことでこころの不調やトラブルを起こすことがあります。うつ状態・うつ病などのこころの病気や、不眠、やる気が出ない、こもりがちなどの悩み等について、精神科医師や公認心理師などによる専門相談が身近な場所で受けられます。

また、ご家族や関係者の相談の場合は、どのように接したらよいか等についてアドバイスをし、必要に応じて専門医につなげたり、介護などのサービスを利用されている方はケアマネジャーや相談員等と連携して支援していきます。

【対象】 朝来市民

【対応者】 精神科医師、公認心理師、保健師

【場所】 朝来市保健センター

※ 相談者に応じて会場を変更することがあります。

【実施回数】 精神科医師：8回/年、公認心理師：6回/年 実施

【費用】 無料

- 【その他】
- ・相談は、個別面接で行います。
 - ・相談は完全予約制です。事前に電話等で連絡をしてください。
 - ・本人の来所が難しい場合は、家族や関係者の方の相談も可能です。
 - ・相談内容について、プライバシーは厳守されます。
 - ・実施日については、広報等でお知らせしますが、直接お問い合わせいただくことも可能です。

健康・医療・育児等に関する電話相談

急な病気やけがをした時、健康や育児等に関する心配ごとなどについて、電話で相談したり、アドバイスを受けることができます。

事業名	内容	電話番号	相談時間等
あさご健康医療電話 相談ダイヤル 24 (朝来市民専用)	健康相談、医療相談、育児に関する相談、医療機関情報等	担当課に お問い合わせ ください	24 時間、年中無休 ※通話料無料 ※市民であればどこから でも利用できます。

但馬地域小児救急 医療電話相談	小児の救急医 療相談	0796-22-9988	毎日、午後7時～10時 ※通話料利用者負担
兵庫県こども医療電 話相談	こどもの救急 医療相談	#8000 ※ダイヤル回線、 IP電話の方 078-304-8899	月～土曜は、 午後6時～翌午前8時 日曜・祝日・年末年始は、 午前8時～翌午前8時 ※通話料利用者負担

※日頃からかかりつけ医やかかりつけ歯科医を決めておき、気になることがあったり、体調がすぐれないなど症状がある場合は、早めにかかりつけの医療機関を受診しましょう。

休日診療所

名称	診療 科目	診療日・受付時間	電話番号	所在地
南但休日診療所	内科 小児科	日曜日、8月14日（土曜 日の場合は翌15日）、 12月31日～1月3日、 12月～3月の祝日 いずれも 午前8時30分 ～11時30分 午後1時～4時	672- 5269	和田山町法興寺 378番地1

※ あらかじめ、電話で連絡のうえ、受診してください。

※ 健康保険証、各種福祉医療証等を必ず持参してください。



©urazou

朝来市内の主な福祉施設一覧

＊高齢者福祉施設

老人福祉センター（特 A 型）

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設であり、保健関係部門を強化したものです。

施設名	住所	電話番号
朝来市山東老人福祉センター	朝来市山東町楽音寺 118	676-2080
朝来市朝来老人福祉保健センター	朝来市立脇 3-1	677-1606

老人福祉センター（A 型）

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設であり、地域老人福祉活動の拠点とするものです。

施設名	住所	電話番号
朝来市和田山老人福祉センター	朝来市和田山町和田山 258-1	—
朝来市生野老人福祉センター	朝来市生野町口銀谷 747-1 ※令和 6 年度～改修後移転予定	—

老人福祉センター（B 型）

老人福祉センター（A 型）の機能を補完するための事業を実施する施設です。

施設名	住所	電話番号
朝来市安井谷老人福祉センター	朝来市和田山町殿 32	—

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話を行います。

施設名	住所	電話番号
平生園	朝来市和田山町竹田 1779	674-0174
いくの喜楽苑	朝来市生野町竹原野 240	679-3011
緑風の郷	朝来市山東町一品 424	676-3411
あさがおホール	朝来市新井 148	677-1901

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の特養で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練が受けられます。

施設名	住所	電話番号
さくらの苑	朝来市和田山町竹田 2486-10	674-0264

介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援しています。

施設名	住所	電話番号
あさご長寿苑	朝来市多々良木 1523	678-1181

軽費老人ホーム(ケアハウス)

60歳以上(夫婦の場合どちらか一方が60歳以上)で、身体機能の低下または高齢等のため独立して生活するには不安のある人が、食事、入浴、相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスや各種の在宅福祉サービスを活用しながら自立した生活ができるよう構造や設備が工夫された施設です。

施設名	住所	電話番号
ケアハウス竹原野 (介護保険適用外施設)	朝来市生野町竹原野 237	679-5111
ケアハウス朝来	朝来市新井 179	677-1345

サービス付き高齢者向け住宅

60歳以上の人（または60歳未満の要介護者・要支援者）が、身体機能が低下しても住みやすいようにバリアフリー構造になっていて、安心して暮らしていける安否確認や生活相談といったサービスが受けられます。

施設名	住所	電話番号
ふるさと	朝来市澤 181	677-1030
第2ふるさと	朝来市澤 181	677-1030

通所介護（デイサービス）

在宅の支援の必要な高齢者等に対し、通所により食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上の支援を日帰りで提供しています。

施設名	住所	電話番号
なごみの郷	朝来市和田山町林垣 80-2	675-3770
レッツ倶楽部朝来	朝来市和田山町比治 203-1	672-1220
緑風の郷	朝来市山東町一品 424	676-3411

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

医療ニーズが高い重度者を始めとした要介護高齢者に対し、在宅生活を医療と介護が連携して24時間支えるサービスを提供しています。

施設名	住所	電話番号
たんなん	朝来市山東町柿坪 3001-9	670-7121

地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供しています。

施設名	住所	電話番号
ふるさと	朝来市澤 181	677-1030
第2ふるさと	朝来市澤 181	677-1030
デイサービスわおん	朝来市石田 431-1	677-1518
今石産業デイサービス未来	朝来市和田山町久世田 47-1	674-0123
さくらの苑	朝来市和田山町竹田 2486-10	674-0264
あさがおホール	朝来市新井 148	677-1901
いくの喜楽苑デイサービス 「かいわ」	朝来市生野町栃原 562	679-2174

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

施設名	住所	電話番号
いくの喜楽苑	朝来市生野町竹原野 240	679-3011
ひだまりの郷	朝来市和田山町宮田 241	670-0055
平生園	朝来市和田山町竹田 1779	674-0174
さくらの苑	朝来市和田山町竹田 2486-10	674-0300
緑風の郷	朝来市山東町一品 424	676-3411
あさがおホール	朝来市新井 148	677-1901

訪問看護

在宅で寝たきりの状態や看護が必要とされる人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が定期的に訪問し、療養上の世話や診療の補助等の看護サービスを提供しています。

施設名	住所	電話番号
訪問看護ステーションなでしこ	朝来市和田山町竹田 2063-3	674-0800
南但訪問看護センター朝来サテライト	朝来市立野 172-10	677-1956

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の高齢者に対し、リハビリテーション、食事、入浴等日常生活上の支援を日帰りで提供しています。

施設名	住所	電話番号
通所リハビリテーション 日々青々	朝来市和田山町東谷 110-1	670-3321
あさご長寿苑（休止中）	朝来市多々良木 1523	678-1181

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のためのグループホーム）

比較的安定状態にある認知症の高齢者が共同生活のなかで、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護の日常生活上の世話や、機能訓練を行います。

施設名	住所	電話番号
グループホーム竹原野	朝来市生野町竹原野 222	679-3936
高齢者グループホームわらしべ	朝来市和田山町竹田 1957-1	670-6677
たけだ遊友館	朝来市和田山町竹田 2063-3	674-0085
グループホームたんなん	朝来市山東町柿坪 3001-9	670-7121
木の香	朝来市山東町一品 424	676-3455

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者を対象に、日帰りで食事や入浴、専門的なケアを行ないます。

施設名	住所	電話番号
宅老所「ふらっと」	朝来市立脇 4-1	677-1114
あすなろ	朝来市和田山町竹田 2063-3	674-0088
デイサービス木の香（休止中）	朝来市山東町一品 424	676-3455
グループホームたんなん デイサービス	朝来市山東町柿坪 3001-9	670-7121
デイサービスたんなん	朝来市山東町柿坪 3001-10	670-7121

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて宿泊、訪問サービスを組み合わせたサービスを行います。

施設名	住所	電話番号
ステーション RONDO	朝来市和田山町安井 820-10	670-6010
宅老所「えんや」	朝来市立野 164-12	678-1152
ひなたぼっこサテライト	朝来市生野町口銀谷 418-5	679-3006
おくらべ	朝来市和田山町宮田 187-6	673-3060
ひばり	朝来市山東町溝黒 123-2	676-5511

地域包括支援センター

高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点です。①総合相談・支援、②権利擁護、虐待防止、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの機能という4つの機能を担う施設です。

施設名	住所	電話番号
朝来市地域包括支援センター	朝来市和田山町東谷 213-1	672-6125
生野地域包括支援センター	朝来市生野町口銀谷 747-3	670-5202

* 児童福祉施設

乳児院

家庭で養育を受けることが困難な乳児を入院させて養育する施設です。

施設名	住所	電話番号
くれよん	朝来市山東町大内 505-1	676-2223

児童養護施設

乳児を除く、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて養護する施設です。

施設名	住所	電話番号
若草寮	朝来市山東町大内 547-1	676-2123

* 障害福祉施設

グループホーム

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助又は入浴、排泄、食事の援助等を行います。

施設名	住所	電話番号
グループホーム かしの木	朝来市和田山町秋葉台 1-84	670-0470
グループホーム もみの木	朝来市和田山町秋葉台 1-99	672-4265
あさごふれ愛の郷あおぞら	朝来市新井 1-1	677-1613
グループホーム めぐみ	朝来市和田山町竹田 2486-19	668-9102

施設入所支援施設

施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護等を行います。

施設名	住所	電話番号
恵生園	朝来市和田山町竹田 1811	674-0011
真生園	朝来市和田山町竹田 1958	674-0131

生活介護施設

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事等の介護や創作的活動等を行います。

施設名	住所	電話番号
恵生園	朝来市和田山町竹田 1811	674-0011
真生園	朝来市和田山町竹田 1958	674-0131
あさごふれ愛の郷あおぞら	朝来市新井 1-1	677-1613
総合支援センターかのん	朝来市和田山町久世田 47-1	670-6601
デイサービスセンターなごみ	朝来市和田山町林垣 80-2	675-3770

就労移行支援施設（一般型）

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

施設名	住所	電話番号
あさごふれ愛の郷あおぞら	朝来市新井 1-1	677-1613

就労継続支援施設（B型）

通常の事業所で働くことが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対し、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

施設名	住所	電話番号
和生園	朝来市和田山町秋葉台 1-72	672-5639
あさごふれ愛の郷あおぞら	朝来市新井 1-1	677-1613
第2和生園	朝来市和田山町竹田 102	666-8886
総合支援センターかのん	朝来市和田山町久世田 47-1	670-6601
あくせる	朝来市和田山町枚田岡 774	080-3768-7508

就労継続支援施設（A型）

通常の事業所で働くことが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対し、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

施設名	住所	電話番号
すてら	朝来市和田山町東谷 213-16 駅前第1ビル 2F	079-668-9018

児童発達支援・放課後等デイサービス

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等及び相談を行う施設です。

また、学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う施設です。

施設名	住所	電話番号
エスポワールこじか	養父市八鹿町下網場 448-3	662-6263
あさごふれ愛の郷 YOU・愛センター	朝来市和田山町加都 107-1	670-6720
クローバー	朝来市澤 697	677-2560
放課後等デイサービスかのん	朝来市和田山町玉置 1098-7	670-1550
放課後等デイサービスめぐみ	朝来市和田山町竹田 2486-19	668-9101

地域活動支援センター

障害のある人で雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

施設名	住所	電話番号
地域活動支援センターあべいゆ	朝来市和田山町東谷 213-123	660-7578



内容については、令和6年4月1日現在で掲載していますので、今後制度改正等により変更になる項目があります。また、内容は概要を掲載していますので、詳細については各担当課までお問い合わせ下さい。

朝来市健康福祉部社会福祉課
(電話 079-672-6123)